

危機関連保証の認定申請手続きのご案内

(中小企業信用保険法第2条第6項の認定)

【対象者及び認定要件】 次のいずれにも該当すること。

- ・ 法第2条第6項の規定による認定を受けた案件に起因して、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている中小企業者。
- ・ 法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地が小金井市にある方、個人の場合は主たる事業所が小金井市にある方で、小金井市において1年間以上継続して事業を行っている方。
- ・ 認定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること。(売上高の減少について、市区町村長の認定が必要)

【認定に必要な書類】

(市所定用紙)

1 認定申請書兼認定書 同じものを2部

※ 印鑑は全て実印を押印して下さい。

2 認定申請理由書兼調査書

3 認定申請に関わる誓約書

4 受領書 (認定申請後、認定書と引き換えで受領日をご記入の上、ご提出いただきます)

※ 申請時にはご提出いただかなくて結構です。

(添付書類)

5 直近期の確定申告書又は決算書の表紙の写し (税務署の收受印のあるもの)

※ 電子申請の場合は税務署からの受信通知を添付

6 許認可書の写し(必要な業種の場合)

7 記載数値の証明資料(試算表等)

【申請と認定手続きについて】

- 1 上記書類が揃いましたら市役所経済課産業振興係窓口まで提出してください。
- 2 認定には2～3日の期間を要します。認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、窓口までお越しください。受領書と引き換えで認定書をお渡しします。

(問い合わせ先)

小金井市経済課産業振興係

電話：042-387-9831 (直通)